

第64回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

- 事業報告
 - ・主要な事業内容
 - ・主要な事業所
 - ・従業員の状況
 - ・主要な借入先の状況
 - ・会計監査人の状況
 - ・業務の適正を確保するための体制に関する事項
 - ・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - ・剰余金の配当等の決定に関する方針
- 連結計算書類
 - ・連結貸借対照表
 - ・連結損益計算書
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結注記表
- 計算書類
 - ・貸借対照表
 - ・損益計算書
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表
- 監査報告
 - ・連結計算書類に係る会計監査報告
 - ・計算書類に係る会計監査報告
 - ・監査等委員会の監査報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

東北新社グループの現況に関する事項

(1) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

- ① 広告プロダクション… CM制作、セールスプロモーション
- ② コンテンツプロダクション… デジタルプロダクション業務、映画・番組制作、日本語版制作
- ③ メディア… CSチャンネルの運営、番組販売、編成、放送関連業務の受託
- ④ プロパティ… 映像コンテンツの共同企画・製作、著作権事業、劇場配給、テレビ配給
- ⑤ その他… 映像用メディアの販売、インテリア商品の販売、酒造・酒販事業

(2) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

① 当 社

本 社 東京都港区赤坂四丁目8番10号
事 業 所 赤 坂：東京都港区赤坂
神宮前：東京都渋谷区神宮前

② 子 会 社

株式会社二番工房	：東京都中央区銀座
株式会社ソーダコミュニケーションズ	：東京都港区西新橋
株式会社ENJIN	：東京都世田谷区太子堂
株式会社オムニバス・ジャパン	：東京都港区赤坂
株式会社ファミリー劇場	：東京都港区赤坂
株式会社囲碁将棋チャンネル	：東京都千代田区五番町
株式会社東北新社メディアサービス	：東京都港区赤坂
ナショナル物産株式会社	：東京都港区東麻布
株式会社木村酒造	：秋田県湯沢市田町

(3) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
	名	名
広告プロダクション	602 (44)	13
コンテンツプロダクション	361 (17)	△102
メディア	51 (2)	△16
プロパティ	21 (7)	0
その他	39 (20)	△3
全社 (共通)	89 (14)	△12
合 計	1,163 (104)	△120

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外からの受入出向者を含む) ですが、1年以内の雇用契約を結んだ社員 (定期社員) 152名を内数で記載しております。臨時雇用者数 (アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む) は、年間の平均雇用人員を () 内に外数で記載しております。
2. 従業員数の減少は、主に2024年12月20日に開示した「連結子会社における希望退職者募集結果及び特別損失の計上に関するお知らせ」のとおり株式会社オムニバス・ジャパンにおける希望退職者募集の応募者数76名によるものであります。
3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名	名	歳	年
705 (74)	△10	39.5	12.5

- (注) 従業員数は就業人員 (出向者を除き、受入出向者を含む) ですが、1年以内の雇用契約を結んだ社員 (定期社員) 100名を内数で記載しております。臨時雇用者数 (アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む) は、年間の平均雇用人員を () 内に外数で記載しております。

(4) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区	分	金	額
			百万円
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額		95	
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		95	

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、当事業年度の会計監査計画の監査時間や配員計画等の内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の職務の遂行状況の相当性、監査報酬の推移及び過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬の前提となる報酬見積りの算出根拠を検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社並びに子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員に法令・定款の遵守を徹底するため「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」を制定する。
- ② 当社社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要な方針、施策及び体制を決定し、推進する。
- ③ 当社は法務・コンプライアンス部を設置し、コンプライアンス委員会の方針に沿って活動を推進する。また、当社各部門並びに子会社にコンプライアンス担当者を任命し、コンプライアンスを最優先とした業務の遂行を推進する。
- ④ 法令・定款等に違反又は違反が行われようとする行為を発見した場合の報告体制として、社内及び社外（指定の法律事務所）に「企業倫理相談窓口」（内部通報制度）を設置する。
- ⑤ コンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンスの実施状況を管理・監督し、取締役及び従業員に対する時宜に応じた適切な研修体制を整備する。同体制に基づき「東北新社グループ コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役及び従業員に対して定期的に研修を実施する。
- ⑥ 適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持、向上を図る。
- ⑦ 反社会的勢力とは関係を遮断し、要求を受けた場合には毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、文書管理規程等に従い適切に保管及び管理（廃棄を含む）し、必要に応じて直ちに検索可能となる体制を構築する。

(3) 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社社長に直属する部署として内部監査部を設置し、内部監査部は、子会社を含め定期的に内部監査を実施する。
- ② 内部監査部は、法令・定款違反その他の事由による損失リスクが懸念される業務執行行為が発見された場合、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損失の程度について直ちに当社社長及び子会社社長に報告する。
- ③ 法務・コンプライアンス部は、内部通報があった場合には相談案件についてコンプライアンス委員会及び監査等委員会へ報告し、コンプライアンス委員会は、重要な事案について取締役会へ適宜報告する。
- ④ 取締役及び従業員は、事業リスクマネジメント規程に基づき定期的に事業リスクの見直しを行い、その解消・軽減に取り組むものとする。
- ⑤ 不測の事態が発生した場合、危機管理規程に基づき対応手続を含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限にとどめる。

(4) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 重要事項の決定並びに取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務執行状況の監督等を行うため、定例の取締役会を毎月1回、更に、必要に応じて臨時に開催する。また、子会社においては会社法の定めに従い取締役会を開催する。
- ② 情報の共有及び業務執行に係る重要事項の議論の場として、常勤の取締役全員で構成する会議を定期的に開催する。
- ③ 事業環境を踏まえ中期経営計画を策定する。また、当社各部門及び子会社において事業計画及び予算計画を策定し、月次での業績報告を通じて計画に対する進捗状況の検証を行う。
- ④ 社内規程として、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等を定め、取締役及び従業員の役割分担、職務分掌、指揮命令系統等を通じた効率的な業務執行を確保するための体制を整備する。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社から、毎月、業績及び業務上の重要事項に関する報告を受ける。また、業務が適正に実施されていることを確認するため、主要子会社から定期的に報告を受ける。

(6) 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び執行役員は、業務執行の適正性を確保するため、適切な管理・運営体制を構築する。
- ② 内部監査部は、内部監査を定期的実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を検証する。内部監査の結果は、当社社長、監査等委員会及び子会社社長に報告され、定期的に取り締役に報告される。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項及びその従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会から要請があるときには、補助すべき従業員を置くこととする。同従業員の任命、評価、異動、賃金の改定については、監査等委員会の同意を得たうえで決定することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。なお、同従業員は当社の業務執行に係る役職を兼務しないものとする。

(8) 当社並びに子会社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役及び従業員は、監査等委員会の定めるところに従い、必要な報告をする。
- ② 前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。
 - (イ) 内部統制システム構築に係る部門の活動状況
 - (ロ) 重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - (ハ) 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容(二) 「企業倫理相談窓口」（内部通報制度）の運用及び相談の内容

(9) 当社並びに子会社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由にいかなる不利な取扱いを受けないことを確保するために、第三者を介さず直接監査等委員会に報告することができる体制を構築する。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査の実施にあたって、監査等委員が独自の意見形成を行うために必要と認める費用は、前払費用や会計士、弁護士等の外部専門家を活用する費用を含め全額会社が負担する。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査体制の実効性を高めるため、監査等委員会は経理部長、法務・コンプライアンス部長及び内部監査部長並びに取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員と情報の交換を行う等、連携に努める。
- ② 取締役及び従業員は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員の業務執行によって会社の信用失墜を含め会社に損失を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査等委員会に速やかに通報する。その損失の発生又は拡大を未然に防ぐことを目的として「監査等委員会通報制度」を設ける。
- ③ 監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）又は従業員にその説明を求めるものとする。
- ④ 監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の共有を行う。

(注) 当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。なお、当社は2025年5月16日付で内部統制システムに関する基本方針を一部改訂しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は、次のとおりであります。

当社グループでは、「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」に基づき、「東北新社グループ コンプライアンス・マニュアル」の適宜整備を行い、最新法令等の遵守事項をグループ全体に周知しております。また、当社社長を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的に開催し、運用状況を確認するとともに、さらなるグループ全体の意識向上のための議論を重ねて参りました。

法務・コンプライアンス部では、継続的にグループ全体を対象としたコンプライアンス研修の実施、契約書の一元管理、コンプライアンス各担当者と連携した法令・定款及び社内規程等への遵守状況の適宜確認等を実施することでコンプライアンス体制を維持しております。

なお、当社内で発生した複数のインシデントに対応するため、総務部ではインシデントへの適時適切な対応を目的とした「危機管理規程」、「インシデント対応マニュアル」を整備したほか、内部統制部を新設し、内部統制報告制度対応に留まらず、オペレーションリスク全般に対する内部統制の再設計と定期的に見直しを行う体制の構築に着手いたしました。また、グループ全社員を対象とした「モラル研修」、「ハラスメント研修」を実施する等、これからも役職員全員のコンプライアンス意識のさらなる向上に対応してまいります。

当社グループでは、「事業リスクマネジメント規程」に基づき、経理部が各連結会計年度においてセグメント毎に事業リスクの評価を実施し、リスク対応方針を決定しております。当社グループ会社である株式会社オムニバス・ジャパンで2025年12月に発生したランサムウェア攻撃被害については、同社の技術的安全性と組織的な安全確保を行う体制整備を行い、またサイバーリスクに対する脅威に対して、新たに制定した「グループ情報セキュリティ統括規程」とそれを受け改訂した「情報セキュリティ基本方針」に基づき、継続的かつ徹底的な情報セキュリティ管理を行ってまいります。

内部監査部は、「内部監査規程」に基づき、内部監査を定期的を実施し、法令・定款及び社内規程等の遵守状況を当社社長、監査等委員会及び子会社社長並びに取締役会に報告しており、その結果に基づき、監査対象先に対し、改善提言及びフォローアップを実施しております。

また、当社グループでは、「企業倫理相談窓口運用規則」及び「監査等委員会通報制度運用規則」に基づき、内部通報制度として、社内（法務・コンプライアンス部）及び社外（指定の法律事務所）を窓口とする「企業倫理相談窓口」並びに監査等委員会を窓口とする「監査等委員会通報制

度」を設置し、グループ全体に内部通報制度の運用ルールを周知するとともに、内部通報者に対する不利益な取り扱いの禁止を定め、法令・定款等に違反又は違反の恐れがある行為を発見した場合の報告体制を整備しております。

当社では、経営監督機能及びコーポレートガバナンス体制の強化を目的に、社外取締役を8名体制としております。取締役会においては、月次の業務執行状況の報告を通じて社外取締役を中心に当社の経営方針、経営戦略、コーポレートガバナンス及びコンプライアンス等の議論を深めております。また、社外取締役のみを構成員とする情報交換会を定期的に開催することで社外取締役間の連携を確保しております。

当社の監査等委員である取締役は取締役会その他重要会議に出席し、適宜意見を述べております。また、監査等委員会は会計監査人及び内部監査部から監査結果等に関する説明・報告を受け、当社の業務執行等に対する監査の実効性と効率性を高めております。

当社グループは、「業務の適正を確保するための体制」に基づき、グループ全体で、株主、投資家、お客様、取引先及びその他ステークホルダーの皆様に対する信頼の向上に引き続き努めてまいります。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は「中期経営計画」において、「構造改革」「M&A」「株主還元」の3テーマを重点課題としており、健全な収益を継続的に生み出すことのできる事業形態に向けて、大胆な変革を行っております。その中で、株主の皆様へ安定的な利益還元を行うことを経営課題の一つと認識しており、株主還元を強化することを方針としております。この方針のもと、より早く安定的に株主還元を行っていくために、2025年3月期第1四半期末より四半期ごとの配当を実施しております。また、株主の皆様へ安定的かつ継続的な配当の実施を目指しており、今般、業績動向や財政状態、キャッシュ・フローの状況を総合的に勘案し、当連結会計年度においては、第1四半期末の配当は1株当たり6円76銭、第2四半期末の配当は1株当たり6円77銭、第3四半期末の配当は1株当たり6円76銭、期末配当は1株当たり6円77銭とさせていただきます。この結果、2026年3月期年間配当金合計は1株当たり27円06銭、当連結会計年度の配当性向は53.5%となりました。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	66,528	流 動 負 債	12,111
現金及び預金	50,714	買掛金	6,569
受取手形、売掛金及び契約資産	9,312	リース債務	134
有価証券	57	未払法人税等	542
映像使用権	1,109	賞与引当金	1,481
仕掛品	3,435	業績連動報酬引当金	90
その他の棚卸資産	306	その他	3,294
預け金	168	固 定 負 債	2,027
その他	1,449	リース債務	183
貸倒引当金	△25	繰延税金負債	1,179
固 定 資 産	34,497	役員退職慰労引当金	309
有 形 固 定 資 産	10,109	退職給付に係る負債	288
建物及び構築物	2,499	その他	67
機械装置及び運搬具	141	負 債 合 計	14,139
土地	7,046	純 資 産 の 部	
リース資産	62	株 主 資 本	83,316
その他	360	資本金	2,487
無 形 固 定 資 産	1,706	資本剰余金	4,549
のれん	971	利益剰余金	77,069
顧客関連資産	602	自己株式	△790
その他	132	その他の包括利益累計額	2,555
投資その他の資産	22,681	その他有価証券評価差額金	1,784
投資有価証券	20,068	退職給付に係る調整累計額	771
繰延税金資産	138	非 支 配 株 主 持 分	1,014
退職給付に係る資産	668	純 資 産 合 計	86,886
その他	1,946	負 債 純 資 産 合 計	101,026
貸倒引当金	△142		
資 産 合 計	101,026		

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	47,691
売上原価	34,811
販売費及び一般管理費	12,880
営業利益	9,932
受取利息	735
受取配当	128
受取投資利益	94
受取差益	515
受取料賃	93
受取他家	299
受取の費用	79
営業外費用	7
支店動産の減価償却費用	102
支店報酬の費用	106
支店その他の費用	5
特別利益	221
特別利益	4,672
固定資産売却益	2,096
投資有価証券売却益	1,820
関係会社株式売却益	239
為替換算調整勘定取崩益	2,029
特別損失	6,186
減損特別損失	70
関係会社株式売却損失	133
シテム障害対応費用	603
税金等調整前当期純利益	97
法人税、住民税及び事業税	70
法人税等調整額	133
当期純利益	603
非支配株主に帰属する当期純利益	97
親会社株主に帰属する当期純利益	904
	9,954
	2,759
	90
	2,849
	7,104
	138
	6,965

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,487	4,523	73,886	△821	80,075
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△3,782		△3,782
親会社株主に帰属する当期純利益			6,965		6,965
自己株式の処分		25		31	57
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	25	3,182	31	3,240
当 期 末 残 高	2,487	4,549	77,069	△790	83,316

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 株 主 支 持 配 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	2,171	1,968	651	4,791	901	85,768
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△3,782
親会社株主に帰属する当期純利益						6,965
自己株式の処分						57
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△386	△1,968	119	△2,235	112	△2,122
当 期 変 動 額 合 計	△386	△1,968	119	△2,235	112	1,117
当 期 末 残 高	1,784	-	771	2,555	1,014	86,886

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

9社

株式会社二番工房
株式会社ソーダコミュニケーションズ
株式会社ENJIN
株式会社オムニバス・ジャパン
株式会社ファミリー劇場
株式会社囲碁将棋チャンネル
株式会社東北新社メディアサービス
ナショナル物産株式会社
株式会社木村酒造

前連結会計年度において連結子会社でありましたCOSUCO INC.及びその他5社は、清算したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数

4社

株式会社博報堂キャビン
株式会社STUN
株式会社スーパーネットワーク

エーアンドイーネットワークスジャパン合同会社

前連結会計年度において持分法適用の関連会社でありましたモバイル株式会社、株式会社デジタルエッグ及び株式会社釣りビジョンは、株式売却により持分法適用の関連会社から除外しております。

(2) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類又は連結決算日における仮決算に基づく計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産

(イ) 映像使用权、製品及び仕掛品……………主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ロ) 商品……………当社の商品については先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
連結子会社の商品については主として最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ハ) 原材料……………月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ニ) 貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）…当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び運搬具 4～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（10年）に基づいております。

③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………当社及び国内連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を基礎に当連結会計年度に属する賞与計算対象期間が負担する金額を算出して計上しております。
- ③ 業績連動報酬引当金……………取締役への業績連動報酬の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金……………国内連結子会社5社は、役員退職慰労金の将来の支出に備えるため、所定の規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
また、当社は2024年5月17日をもって、役員退職慰労金制度を廃止しております。なお、役員退職慰労金制度廃止日時点の取締役及び監査等委員である取締役に対し、打ち切り支給する旨ご承認いただいております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
- ③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ④ その他の退職給付に係る会計処理の方法
当社及び国内連結子会社3社は、執行役員の退任時の退職一時金支出に備えるため、所定の規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 広告プロダクション

広告プロダクションは、主にCM制作及びセールスプロモーション等を行っております。制作したTV CM等を顧客に引き渡し、検収を受けた時点で収益を認識しております。

② コンテンツプロダクション

コンテンツプロダクションは、主にデジタルプロダクション業務（TV CMやTV番組の編集業務、CG・VFX作品の制作等）、映画・番組制作、日本語版制作（音響字幕制作）等を行っております。これらの制作物を顧客に引き渡し、検収を受けた時点で収益を認識しております。

③ メディア

メディアは、主にCSチャンネルの運営及びCSチャンネルの運営会社へ番組販売、編成、放送関連受託業務の役務提供を行っております。CSチャンネルの運営では、加入者に対する番組放送等のサービス提供に応じて収益を認識しております。CSチャンネルの運営会社への番組販売、編成、放送関連受託業務では、役務提供が完了した時点で収益を認識しております。

④ プロパティ

プロパティは、主に映像コンテンツを利用したライセンス（共同企画・製作、著作権事業、劇場配給）及びテレビ配給を行っております。ライセンス及びテレビ配給では、共同製作又は国内外の権利元から取得した映像コンテンツ等をライセンス供与しております。ライセンス供与は主として使用権に該当し、顧客に対して映像コンテンツの使用を許諾する時点で収益を認識しております。

なお、映像使用権の販売等、在庫リスクを負っていない一部の取引については、当社グループが代理人に該当すると判断し、他の当事者が提供する財又はサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

⑤ その他

その他は、主に映像用メディアの販売、インテリア商品の販売及び酒造・酒販事業を行っており、商品及び製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、約束された対価を履行義務の充足時点から支払を受けるまでの期間は概ね2か月以内であり、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、振当処理したものを除き、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法……………原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(イ) ヘッジ手段……………為替予約

- (ロ) ヘッジ対象……………外貨建営業債務及び外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針……………デリバティブ取引に関する社内権限規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを対象債務の範囲内でヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件は同一であり、高い有効性があるとみなされるため、検証を省略しております。
- (8) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、10年の均等償却を行っております。
- (9) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
当社が買付けた映像コンテンツ（映像使用权）のうち、フラット契約のものは第1回目の売上計上時（使用許諾開始日）に100%償却し原価計上しております。その後、2回目以降の販売がなされた場合、原価が計上されないため、売上高がそのまま粗利益となります。
- また、MG（Minimum Guarantee）契約の場合には、売上高累計額がMGによる最低保証金額に到達するまでは原価＝売上高、即ち、粗利益零で原価計上し、売上高累計額がMG／（1－手数料率）に達した後は、売上高に対応する追加原価を計上しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 有形固定資産及び無形固定資産（のれん及び顧客関連資産を除く）の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	連結計算書類計上額	うちデジタル プロダクション部門
有形固定資産及び無形固定資産 (のれん及び顧客関連資産を除く)	10,242	－
減損損失	70	70

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

当社グループは、事業用資産について管理会計上の事業区分を資産グループの単位としております。

当社グループのデジタルプロダクション部門に属する株式会社オムニバス・ジャパンでは、TVCMの編集及びCG・VFX作品の制作等の事業を行っております。

主要事業となるTVCMの編集及びCG・VFX作品の制作等の事業に係る資産グループにおいては営業損益はプラスとなったものの、将来の事業計画の確実性が低いと判断し、減損の兆候を識別しました。

割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回るため、「連結損益計算書に関する注記」に記載のとおり、回収可能価額を零と見積り、減損損失を計上しております。

② 金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算定は、以下の仮定のもと見積もったものであります。

- ・将来キャッシュ・フローの見積りに際し、取締役会等の承認を得た事業計画を基礎として、将来の不確実性を考慮している。また、事業計画が策定されていない期間は、事業計画の最終年度のキャッシュ・フローが継続するものと仮定している。
- ・事業計画では、現在のコンテンツ需要の高まりから、CG・VFX関連を中心とした受注計画と、個別進捗管理の強化や人事評価制度の変更により、利益率の改善を図ることを仮定している。ただし、将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、利益改善計画に一定の不確実性を考慮したうえで、回収可能性がないと判断している。
- ・将来キャッシュ・フローの見積り期間は、主要な資産における経済的残存耐用年数の10年間としている。

2. のれん及び顧客関連資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	連結計算書類計上額
のれん	971
顧客関連資産	602

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

当社グループは、買収時の超過収益力を対象会社ののれん、既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待される超過収益の現在価値を顧客関連資産として認識しており、対象会社ごとに資産のグルーピングを行っております。

のれん及び顧客関連資産は株式会社ENJINに係るものであり、子会社化にあたっては、同社の取締役会等により承認を受けた事業計画を基礎として見積もった将来キャッシュ・フローに基づき企業価値を算出し、株式の取得価額を決定しております。のれんの金額は、顧客関連資産を含む識別可能な資産及び負債に取得価額を配分した残額を計上しております。

当該子会社の超過収益力として認識されたのれん及び顧客関連資産は、経営環境等の外部要因、その他当社が有している情報等を勘案して総合的に検討した結果、事業計画は達成可能であり、超過収益力等を含む実質価額は著しく低下していないため、減損損失を認識しておりません。

② 金額の算出に用いた主要な仮定

減損の判定に必要な将来キャッシュ・フローは、以下の仮定のもと見積もったものであります。

- ・買収時から経営環境等に著しい変化は発生しておらず、企業価値評価の算定基礎となった事業計画等は達成可能であると仮定している。
- ・顧客関連資産の算定基礎となる、既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待される将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、過去実績に基づき算定した顧客減少率である。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該子会社の経営成績が事業計画等を大幅に下回るなど、仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において減損損失を計上する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

投資その他の資産（長期性預金） 20百万円

上記投資その他の資産（長期性預金）については、買掛金9百万円の担保として質権設定しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,427百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 固定資産売却益

当社の米国子会社である8981 INC.が保有していた不動産等の売却によるものであります。

2. 投資有価証券売却益

政策保有株式を売却したことによるものであります。

3. 関係会社株式売却益

当社の持分法適用関連会社の株式を売却したことによるものであります。

4. 為替換算調整勘定取崩益

当社の米国子会社であるCOSUCO INC.、8981 INC.及びENTERTAINMENT ALIA,INC.の清算終了に伴い、為替換算調整勘定を取り崩したことによるものであります。

5. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	事業・用途	種 類
東京都港区	株式会社オムニバス・ジャパン 編集用設備等	建物及び構築物、 リース資産等

当社グループは原則として、事業用資産については管理会計上の事業区分を、賃貸用資産及び遊休資産については各不動産等を、それぞれグルーピングの単位としております。

株式会社オムニバス・ジャパンの編集用設備等は、収益性の低下等により投資額の回収が困難と見込まれるため、回収可能価額を零と見積もり、減損損失（70百万円）として特別損失に計上しております。主な内訳は、建物及び構築物13百万円、リース資産34百万円等であります。

6. 関係会社株式売却損

当社の持分法適用関連会社の株式を売却したことによるものであります。

7. 特別退職金

構造改革の一環として実施した希望退職者募集に対する特別加算金等であります。

8. システム障害対応費用

2025年12月9日に、当社の連結子会社である株式会社オムニバス・ジャパンにおいて発生したランサムウェアによる被害に係る諸費用であります。主な内訳は、外部専門業者への調査・復旧費用等であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式

140,206,002株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり の配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年5月16日 取締役会	普通株式	989	7.19	2025年3月31日	2025年6月12日
2025年8月13日 取締役会	普通株式	930	6.76	2025年6月30日	2025年9月16日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	932	6.77	2025年9月30日	2025年12月15日
2026年2月13日 取締役会	普通株式	930	6.76	2025年12月31日	2026年3月16日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり の配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2026年5月15日 取締役会	普通株式	931	利益 剰余金	6.77	2026年3月31日	2026年6月11日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループにおいては、資金運用は、流動性を十分確保することに留意し、資金を合理的な範囲で効率的に運用することにより、企業価値の向上及び株主共同の利益確保に資することを目的としております。また、資金調達には、内部資金および外部資金を組み合わせ、資金コスト、資本効率、資金制約を総合的に評価したうえで実施します。デリバティブ取引は、外貨建営業債務の為替変動リスクをヘッジするために利用し、投機目的の取引は行わない方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスク等に晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に、社債及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であります。これらは、市場リスク、発行体の信用リスク等に晒されております。これらのリスクについては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。また、取引先企業との取引関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、その一部に外貨建てのものがありますが、原則として、先物為替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしております。

買掛金は、流動性リスク等に晒されておりますが、当社グループでは、各社が資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債務に係る為替変動リスクのヘッジを目的とした先物為替予約取引であり、一般に、市場リスク及び信用リスク等を内包しております。市場リスクについては、上記の限定的な目的でのみデリバティブ取引を利用しているため、過大なリスクを負担することはないと認識しております。また、信用リスクについては、信用度の高い大手銀行のみを取引相手としているため、相手先の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

なお、デリバティブ取引については、為替リスク管理方針の決定に基づき社内権限規程に則って執行し、取引の実行及び管理は経理部が行い、取引結果を担当取締役に報告しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
投資有価証券 (*2) (*3)			
その他有価証券	18,670	18,670	－
資産計	18,670	18,670	－
買掛金	6,569	6,566	△2
負債計	6,569	6,566	△2
デリバティブ取引	－	－	－

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」及び「有価証券」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	478
関連会社株式	919

(*3) 組込デリバティブを合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価し、投資有価証券に含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区 分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,359	—	—	3,359
債券	—	11,127	—	11,127
その他	4,183	—	—	4,183
資産計	7,543	11,127	—	18,670

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
買掛金	—	6,566	—	6,566
負債計	—	6,566	—	6,566

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及びその他の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

債券の時価については、取引金融機関から提示された価格等に基づき評価をしており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

買掛金

買掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

当社グループは、賃貸等不動産を所有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	連結計算書類計上額
広告プロダクション	
CM制作	25,359
プロモーション	6,364
調整額	△78
小計	31,644
コンテンツプロダクション	
デジタルプロダクション	3,172
映画・番組制作	2,649
音響字幕制作	5,001
調整額	△1,879
小計	8,944
メディア	
チャンネル	3,491
業務受託及び番組販売	459
調整額	△330
小計	3,620
プロパティ	
ライセンス	1,464
テレビ配給	526
調整額	△463
小計	1,527
その他	
その他	2,110
調整額	△156
小計	1,953
売上高合計	47,691

- (注) 1. 各報告セグメントの調整額は、セグメント内及びセグメント間の取引消去等を集計したものであります。
2. その他の「その他」には、顧客との契約から生じた収益以外の収益（賃貸事業における収益）28百万円を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結計算書類計上額
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	10,126
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	9,168
契約資産（期首残高）	217
契約資産（期末残高）	144
契約負債（期首残高）	600
契約負債（期末残高）	578
契約負債（期首残高）のうち当期収益を認識した金額	597

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 624円09銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 50円60銭 |

重要な後発事象に関する注記

取得による企業結合

当社は、2026年3月27日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社グラニフ（以下「グラニフ社」という。）の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2026年4月30日付で全株式を取得しました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	株式会社グラニフ
事業内容	デザインプロダクトの企画、製造、販売等

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、1961年に設立した、映像を中心にクリエイティブ・エンターテインメントに関する、幅広い事業を展開している「総合クリエイティブプロダクション」であり、従来のメディアにとらわれず、あらゆる生活シーンへのビジネスフィールド拡大を目指しております。

当社グループは、「広告プロダクション」、「コンテンツプロダクション」、「メディア」及び「プロパティ」の4つの報告セグメントで構成され、具体的には、CM制作をはじめ、セールスプロモーション、映画・番組制作、音響字幕制作、CS放送事業、ライセンスビジネス等、多岐にわたる事業ポートフォリオを有しております。特に「プロパティ」セグメントにおいては、「テレタビーズ」、「サンダーバード」等の海外キャラクターをはじめ、「宇宙戦艦ヤマト」等の日本のアニメ作品、「牙狼<GARO>」シリーズといった自社開発コンテンツ等、多岐にわたるライセンスビジネスを手がけております。

一方で、グラニフ社は、「IPマーチャンドライジングのリーディングカンパニーへ。」というブランドビジョンのもと、IPの世界観を日常に届けるプラットフォーム企業として、IPマーチャンドライジングをリードする企業への成長を目指しております。同社は、優秀なグラフィックデザイナー及び商品企画の人材を多数擁し、これを背景とする自社でのIP開発力とアパレル商品をはじめ、生活雑貨からホビー、玩具を含めて日常に使えるあらゆるものへのIPの展開力を活用して商品を企画し、店舗販売及びEC販売を行っております。

一般的なアパレル企業が主に他社保有のライセンス及びIP（以下「他社IP」という。）の利用許諾を受けてキャラクター商品を展開するのに対し、グラニフ社は「ビューティフルシャドー」、「イカク」、「ラムチョップ」等、自社でキャラクターIPを開発し商品展開をしております。店舗及び自社ECサイトに来訪した新規顧客に対しては、他社IP商品に加えて、多様な嗜好性を持つ顧客を取りこぼさない幅広いラインアップとデザイン性の高さを併せ持つ自社IP商品も併せて訴求し、リピート顧客に対しては、キャラクターの世界観やストーリー性を伝えるために同じ自社IPでも様々なデザイン展開を行うことで継続的な購買につなげており、その結果、グラニフ社の長期的なファンとして定着しているものと考えております。

当社グループはライセンスビジネスを運営する上で、日本国内においては「テレタビーズ」、「サンダーバード」を取り扱っており、「宇宙戦艦ヤマト」、「牙狼<GARO>」等のIPを保有しておりますので、グラニフ社がこれまでに培ってきたIPのアパレル商品等への展開ノウハウを、当社グループのIPビジネスにも活かすことができると考えております。

グラニフ社にとっては、当社グループにおける広告プロモーションや高い映像制作力を活用し、グラニフ社の自社IP自体の価値を高めるためのマーケティングを実現することにより、当該自社IPの認知拡大による商品売上の拡大が実現できる可能性があると考えております。グラニフ社の「ビューティフルシャドー」等の人気IPをアパレル領域にとどまらず、アニメーションや映像作品として発信ができれば、新規のファンの獲得とともに、既存のファンの方々にはキャラクターの物語性や世界観をより深く体験していただき、グラニフ社への愛着を一層深めていただける可能性があると考えております。

本株式取得を通じて、グラニフ社の強みである「自社IPの開発力」、「IPのアパレル商品等への展開力」と、当社グループの強みである「コンテンツの映像制作力」を掛け合わせることで、双方にシナジーが発揮され、当社グループの中長期的な成長に繋がるものと考えております。

また、IP・キャラクター市場は世界規模で拡大しており、高い成長性を有しております。このような魅力的な市場にグラニフ社は関わっており、当社グループにとって新たな収益基盤を確立する重要な位置を占めるものと考えております。

当社グループは今後、グラニフ社とともに、当社グループ及びグラニフ社のIPの世界観を効果的に発信し、IPを通じて双方に発揮されるシナジーを最大化することで、当該IPの認知拡大のみならずファン層の拡大及びブランド価値の向上を図りつつ中長期的な成長を目指してまいります。

(3) 企業結合日

2026年4月30日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	17,763百万円
取得原価		17,763百万円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 291百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定していません。

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	52,652	流 動 負 債	7,807
現金及び預金	41,627	買掛金	4,130
電子記録債権	18	未払金	1,192
売掛金	6,040	未払費用	289
契約資産	144	契約負債	518
映像使用権	1,069	リース債務	25
商 品	15	賞与引当金	1,115
原材料及び貯蔵品	8	業績連動報酬引当金	90
仕掛品	2,558	未払法人税等	43
預け金	168	その他	399
その他	1,022	固 定 負 債	1,906
貸倒引当金	△22	退職給付引当金	427
固 定 資 産	36,937	役員退職慰労引当金	245
有 形 固 定 資 産	6,542	リース債務	25
建物	1,375	長期預り保証金	34
構築物	2	繰延税金負債	1,164
機械及び装置	117	その他	9
車両運搬具	2	負 債 合 計	9,713
工具、器具及び備品	303	純 資 産 の 部	
土地	4,710	株 主 資 本	78,107
リース資産	30	資本金	2,487
無 形 固 定 資 産	114	資本剰余金	4,694
ソフトウェア	111	資本準備金	3,732
その他	2	その他資本剰余金	961
投資その他の資産	30,281	利 益 剰 余 金	71,716
投資有価証券	19,148	利益準備金	25
関係会社株式	5,389	その他利益剰余金	71,690
関係会社長期貸付金	4,500	固定資産圧縮積立金	1,588
その他	1,326	別途積立金	34,033
貸倒引当金	△83	繰越利益剰余金	36,068
資 産 合 計	89,590	自 己 株 式	△790
		評価・換算差額等	1,769
		その他有価証券評価差額金	1,769
		純 資 産 合 計	79,876
		負 債 純 資 産 合 計	89,590

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	31,665
売上原価	23,852
販売費及び一般管理費	7,813
営業利益	6,440
営業外収益	1,372
受取利息	699
受取配当金	2,653
不動産賃料	348
経営指導料	399
為替差益	756
その他	63
営業外費用	4,921
支払利息	0
不動産賃原価	84
貸倒引当金繰入	10
株式報酬費用削減	70
その他	4
特別利益	169
固定資産売却益	1,647
投資有価証券売却益	1,804
関係会社株式売却益	889
特別損失	4,340
関係会社株式売却損	353
特別退職金	552
税引前当期純利益	906
法人税、住民税及び事業税	9,558
法人税、住民税等調整額	1,445
当期純利益	2,197
	7,360

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	2,487	3,732	935	25	2,108	34,033	31,970	△821	74,472
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当							△3,782		△3,782
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△519		519		-
当 期 純 利 益							7,360		7,360
自 己 株 式 の 処 分			25					31	57
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	25	-	△519	-	4,097	31	3,635
当 期 末 残 高	2,487	3,732	961	25	1,588	34,033	36,068	△790	78,107

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	2,140	2,140	76,612
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△3,782
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩			-
当 期 純 利 益			7,360
自 己 株 式 の 処 分			57
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△371	△371	△371
当 期 変 動 額 合 計	△371	△371	3,263
当 期 末 残 高	1,769	1,769	79,876

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産

① 映像使用権及び仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 商品……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ 原材料……………月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

④ 貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～50年

機械及び装置 6～10年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を基礎に当事業年度に属する賞与計算対象期間が負担する金額を算出して計上しております。
- (3) 業績連動報酬引当金……………取締役への業績連動報酬の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
また、執行役員の退任時の退職一時金支出に備えるため、当社所定の規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
- (5) 役員退職慰労引当金……………当社は2024年5月17日をもって、役員退職慰労金制度を廃止しております。なお、役員退職慰労金制度廃止日時点の取締役及び監査等委員である取締役に対し、打ち切り支給する旨ご承認いただいております、その支給見込額を計上しております。

4. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 広告プロダクション

広告プロダクションは、主にCM制作及びセールスプロモーション等を行っております。制作したTVCM等を顧客に引き渡し、検収を受けた時点で収益を認識しております。

② コンテンツプロダクション

コンテンツプロダクションは、主に映画・番組制作、日本語版制作（音響字幕制作）等を行っております。これらの制作物を顧客に引き渡し、検収を受けた時点で収益を認識しております。

③ メディア

メディアは、主にCSチャンネルの運営会社へ番組販売、編成、放送関連受託業務の役務提供を行っており、役務提供が完了した時点で収益を認識しております。

④ プロパティ

プロパティは、主に映像コンテンツを利用したライセンス（共同企画・製作、著作権事業、劇場配給）及びテレビ配給を行っております。ライセンス及びテレビ配給では、共同製作又は国内外の権利元から取得した映像コンテンツ等をライセンス供与しております。ライセンス供与は主として使用権に該当し、顧客に対して映像コンテンツの使用を許諾する時点で収益を認識しております。

なお、映像使用権の販売等、在庫リスクを負っていない一部の取引については、当社が代理人に該当すると判断し、他の当事者が提供する財又はサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

なお、約束された対価を履行義務の充足時点から支払を受けるまでの期間は概ね2か月以内であり、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、振当処理したものを除き、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法……………原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ① ヘッジ手段……………為替予約
 - ② ヘッジ対象……………外貨建営業債務及び外貨建予定取引
- (3) ヘッジ方針……………デリバティブ取引に関する社内権限規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを対象債務の範囲内でヘッジしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件は同一であり、高い有効性があるとみなされるため、検証を省略しております。

8. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社が買付けた映像コンテンツ（映像使用权）のうち、フラット契約のものは第1回目の売上計上時（使用許諾開始日）に100%償却し原価計上しております。その後、2回目以降の販売がなされた場合、原価が計上されないため、売上高がそのまま粗利益となります。

また、MG（Minimum Guarantee）契約の場合には、売上高累計額がMGによる最低保証金額に到達するまでは原価＝売上高、即ち、粗利益零で原価計上し、売上高累計額がMG／（1－手数料率）に達した後は、売上高に対応する追加原価を計上しております。

表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

前事業年度において「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は、当事業年度の受取手形の残高がないため、当事業年度より電子記録債権として表示しております。なお、前事業年度の「電子記録債権」は2百万円です。

損益計算書

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「為替差益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。なお、前事業年度の「為替差益」は78百万円です。

会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の減損

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	計算書類計上額
関係会社株式（株式会社ENJIN分）	2,585

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 金額の算出方法

当社は、関係会社株式について、取得原価をもって貸借対照表価額とし、関係会社の財政状態等を勘案し評価を行っております。関係会社の業績が著しく悪化し、将来にわたって事業が計画どおりに展開しないと判断された場合は、関係会社株式の貸借対照表価額と実質価額の差を評価損として計上しております。

当該関係会社株式の実質価額は、将来の事業計画に基づいた超過収益力等を反映した金額を基礎として算定しており、貸借対照表価額と実質価額を比較した結果、実質価額が貸借対照表価額を著しく下回っていないため、評価損を認識しておりません。

(2) 金額の算出に用いた主要な仮定

超過収益力の見積りにおいては、対象会社の将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画における重要な仮定の内容については、「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）2. のれん及び顧客関連資産の減損 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 ② 金額の算出に用いた主要な仮定」に記載のとおりであります。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該子会社の経営成績が事業計画等を大幅に下回るなど超過収益力等を含む実質価額が著しく低下した場合には、翌事業年度において評価損を計上する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

投資その他の資産（長期性預金） 20百万円

上記投資その他の資産（長期性預金）については、買掛金9百万円の担保として質権設定しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,049百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 349百万円

長期金銭債権 74百万円

短期金銭債務 325百万円

長期金銭債務 2百万円

損益計算書に関する注記

1. 固定資産売却益

主に、当社が保有していた不動産の売却によるものであります。

2. 投資有価証券売却益

政策保有株式を売却したことによるものであります。

3. 関係会社株式売却益

当社の持分法適用関連会社の株式を売却したことによるものであります。

4. 関係会社株式売却損

当社の持分法適用関連会社の株式を売却したことによるものであります。

5. 特別退職金

構造改革の一環として実施した希望退職者募集に対する特別加算金等であります。

6. 関係会社との取引高

営業取引	
売上高	1,170百万円
仕入高	1,290百万円
販売費及び一般管理費	262百万円
営業取引以外の取引（収益分）	4,763百万円
営業取引以外の取引（費用分）	0百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	2,611,039株
------	------------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰 延 税 金 資 産	
映 像 使 用 権 償 却	215
賞 与 引 当 金	351
投 資 有 価 証 券 評 価 損	48
貸 倒 引 当 金	33
未 払 事 業 税	13
減 損 損 失	13
退 職 給 付 引 当 金	134
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	77
譲 渡 制 限 付 株 式 費 用	117
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	88
そ の 他	568
繰 延 税 金 資 産 小 計	1,662
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△476
繰 延 税 金 資 産 合 計	1,186
繰 延 税 金 負 債	
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	△730
譲 渡 損 益 調 整 勘 定	△736
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△882
そ の 他	△1
繰 延 税 金 負 債 合 計	△2,350
繰 延 税 金 負 債 の 純 額	△1,164

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)

法定実効税率	30.6
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△7.3
その他	△0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.0

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 百万円	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合 %	関係内容		取引の 内容	取引金額 百万円	科目	期末残高 百万円
						役員の 兼任等	業務上の 関係				
子会社	株式会社 オムニバス ・ジャパン	東京都 港区	10	デジタルプロ ダクション 業務等	(所有) 直接 100.0	役員2名	資金の貸付 (注) 1	資金の貸付	4,500	関係会社 長期貸付金	4,500
								利息の受取	53		
							事業用資産 の売却 (注) 2	固定資産の 売却	5,004	-	-
								固定資産 売却益	1,646	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 貸付金利は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 固定資産の売却価格は、不動産鑑定士による鑑定評価を基に決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社の顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 580円52銭
2. 1株当たり当期純利益 53円47銭

重要な後発事象に関する注記

取得による企業結合

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

株式会社東北新社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 口 泰 広

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 野 晃 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東北新社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東北新社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業を前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業を前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

株式会社東北新社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 口 泰 広

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 野 晃 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東北新社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

株式会社東北新社 監査等委員会
常勤監査等委員 箕 輪 俊 之 ㊞
監 査 等 委 員 小 野 直 路 ㊞
監 査 等 委 員 長 坂 武 見 ㊞
監 査 等 委 員 加 計 本 誠 ㊞

(注) 監査等委員 小野直路、長坂武見及び加計本誠は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上